

『保証マンスリー』は、東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です

保証マンスリー

3

2024
VOL.45
No.3

March

▶ 今月のお知らせ

新制度「事業者選択型経営者保証非提供制度」等のお知らせ

「東京企業力強化連携会議」(元気・東京ネットワーク)第19回全体会議の開催について

▶ 事業実績

▶ インフォメーション

「ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口」の設置について

「LINE公式アカウント」を開設しました!!



新制度「事業者選択型経営者保証非提供制度」等 のお知らせ

令和6年3月15日から「事業者選択型経営者保証非提供制度」が開始となります。それにあわせて「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」と「プロパー融資借換特別保証制度」を創設します。今号では、上記制度の概要についてご案内します。

制度の概要

1 事業者選択型経営者保証非提供制度(以下「横断的制度」という。)

- ・本制度は枠組的な制度であり、個別の保証制度(例:小規模事業融資・一般事業融資等)を問わず横断的に適用されます。
- ・一定の要件を満たせば、保証料の上乗せにより経営者保証非提供の取扱いを選択できるようになります。
- ・「一定の要件」は、経営者保証ガイドラインの要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)よりも緩和した要件が設定されています。

2 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度 (略称:国補助選択型経保)

- ・横断的制度利用による保証料上乗せに対し、事業者負担軽減策として、**保証料の一部を国が補助する保証制度**です。
- ・1の「横断的制度」は恒久措置である一方、2の「国補助選択型経保」は「横断的制度」の浸透を図るための**3年間の時限的な取扱いとなります。**

3 プロパー融資借換特別保証制度(略称:プロパー借換)

- ・経営者保証を提供した既往プロパー融資について、一定の要件を満たすことを条件として、経営者保証非提供の保証付融資への借換えが例外的に可能となる保証制度です。
- ・本制度も**3年間の時限的な取扱いとなります。**

【1 横断的制度について】

資格要件	次の(1)~(5)いずれにも該当する法人である中小企業者* ※未決算先は(4)(5)のみ、1期決算のみの先は(3)以外の要件充足で可。 (1)保証申込日以前2年間に、決算書等を金融機関の求めに応じて提出していること。 (2)申込日の直前の決算において、代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当などが社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3)次の両方又は <u>いずれか</u> の要件を満たすこと。 i) 申込日の直前の決算が債務超過でないこと。 ii) 申込日の直前2期の決算の減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 (4)上記(1)及び(2)について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 (5)信用保証料率の引上げにより、経営者保証を提供しないことを希望していること。	【財務要件】 金融機関連携型は両方の充足が必要となりますが、本制度では <u>いずれか一方の充足でもご利用できます。</u>
対象となる保証	無担保保険等*を付保する保証(一部例外を除き、保証制度を問わず都・区市町制度及び協会制度において横断的に適用される。) ※無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・新事業開拓保険・事業再生保険。	
保証料	(3)の財務要件の 両方 を満たす → 所定保証料率+0.25% (3)の財務要件の いずれか を満たす → 所定保証料率+0.45% ※どちらも満たさない場合は対象外。 ※未決算先及び1期決算のみの先は、所定保証料率+0.45%。	
添付書類	所定の申込資料及び各制度要綱等で定められている資料等のほか、「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書(資料1)が必要。	



金融機関の責務	金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して上記資格要件の(1)及び(2)の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。
---------	--

- ・ 現行は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」が適用される3類型等(金融機関連携型、財務要件型、担保充足型、その他)及び、その他の取扱い(スタートアップ創出促進保証制度・伴走支援型特別保証等の制度要件によるもの等)で経営者保証を不要としています。
- ・ 横断的の制度開始に伴い、現行の取扱いでは経営者保証が必要な事業者でも、**上記要件等を満たせば、保証料の上乗せにより経営者保証非提供の取扱いを選択できるようになります。**

【2国補助選択型経保について】

※なお、本制度に準拠した東京都中小企業制度融資「経営者保証非提供促進型」制度が創設され、令和6年3月15日から申込受付開始となります。詳細は東京都産業労働局のホームページをご確認ください。

資格要件	横断的の制度と同様。
対象となる保証	無担保保険を付保する保証(一般保証、経営安定関連保証4号・5号に限る)。
保証料	横断的の制度と同様。 ただし、以下のとおり国からの保証料補助あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年3月末までの保証申込受付分 → 0.15%補助 ・ 令和8年3月末 ≍ → 0.10%補助 ・ 令和9年3月末 ≍ → 0.05%補助
添付書類	所定の申込資料等のほか、「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書(資料1)が必要。
金融機関の責務	横断的の制度と同様。ただし、経営安定関連保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の場合は、同制度に係る責務及びモニタリングが別途必要。

【3プロパー借換について】

※なお、本制度に準拠した東京都中小企業融資「プロパー借換(経営者保証非提供促進型)」制度が創設され、令和6年3月15日から申込受付開始となります。詳細は東京都産業労働局のホームページをご確認ください。

資格要件	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、以下のすべての要件を充足する法人である中小企業者。 (1) 資産超過であること。 (2) EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること。 (3) 法人・個人の分離がなされていること。 (4) 申込日において返済緩和している借入金がないこと。
対象となる保証	無担保保険及び普通保険を付保する保証(一般保証に限る)。
保証限度額(借換可能額)	2億8,000万円。ただし、申込金融機関における本制度の保証限度額(既往の本制度残高を含む。)は、経営者保証非提供のプロパー残高範囲内(本制度と同時に実行する(経営者保証を解除する)経営者保証非提供のプロパーを含む。)
保証料	所定の保証料率(保証料の上乗せなし)。
対象資金	事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金(真水・他行借換等は不可)。
保証人	徴求しない。
添付書類	所定の申込資料のほか、「財務要件等確認書」(資料2)及び「借換債務等確認書」(資料4)が必要。
金融機関の責務	本制度の実行と同時に次のいずれかを満たすこと。 (1) 経営者保証を非提供とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること。 (2) 経営者保証を提供している既往のプロパー融資(本制度による返済部分を除く。)の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと。

※原則として事前相談をご利用ください。なお、その際は財務要件等確認書(「保証限度額等確認シート」(資料3)を含む)をご活用ください。

《資料編》

資料1(表)

東京信用保証協会 御中
申込金融機関 御中

(令和6年1月18日制定)
令和 年 月 日

「事業者選定情報提供等保証提供制度」要件確認書(誓約書)

住所
(申込人) 氏名
代表者名

【事業者の選択】
当社は、当該保証制度の運用の要する事項を十分に把握し、保証料を上限とするに同意の上、保証人の保証を拒否しないことを承諾します。
なお、保証人の保証を拒否しないことにより、各保証制度(誓約書)に定める保証料率に比べ、下記(保証料率)に設定する割合が低減される(※)こと、償還に際しては、保証料率に設定する割合が低減される(※)ことと同意します。
また、事業者選定情報提供等保証提供制度を適用した信用保証料率の適用については、金融機関(保証制度の運用)の都合により変更されることを同意いたします。
中小企業信用保証制度(保証料率4.8%)の適用に認められる範囲で、保証料率が低減されることにより行うものとされます。

【誓約事項】
当社は、次に掲げる内容を誓約します。
1. 保証の要する事項を十分に把握し(以下「申込書」といふ)当該申込書において、表の(1)及び(2)を誓約します。
(1) 申込書に記載されている事項のうち、決算書等から保証制度の承認に必要に応じて記載すること。
(2) 申込書に記載されている事項のうち、当該申込書の「代表者に係る事項」欄の「個人保証人等」欄の保証料率を低減するに同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。
2. 上記1.の誓約に反した際には、既に申込金融機関にその旨を報告し、是れに同意した旨の届出書について、金融機関等と協議します。届出書の届出、保証人の保証を拒否することになった場合は、必要に応じて異議を申し立てます。
3. 保証料率(※)の低減が次の場合、当社が損賠相当責任を負います。上述となる保証料率に対して「事業者選定情報提供等保証提供制度」を利用する場合は、上述となる保証料率に対して「元金から申込書に記載されている割合から10% (※) 低減」されます。ただし、条件設定により当該低減保証料率に達する場合は、当該低減率を元の保証料率の2割以上とする場合があります。
※令和6年3月15日から令和7年3月31日までであり10%、令和7年1月1日から令和8年3月31日までであり10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであり10%となります。
(裏面に続く)

資料1(裏)

【情報項目】
次のいずれかに該当する(該当する場合は欄頭に○をつけてください。)

情報項目	関係要件	該当率(%)
1. 【要件1】 【要件2】 及び 【要件3】 (1)、(2) の全ての項目を満たす。		0.25%
2. 【要件1】 及び 【要件2】 並びに 【要件3】 (1) 又は (2) のいずれか1つを満たす。		0.63%
3. 【要件1】 及び 【要件2】 並びに 【要件3】 (1) 又は (2) のいずれか1つを満たす。		0.63%
4. 【要件1】 及び 【要件2】 並びに 【要件3】 (1) 又は (2) のいずれか1つを満たす。		0.63%

【要件項目】
上記は、申込書の関係項目に該当する場合、以下の項目に関する情報提供等保証提供制度(以下「保証制度」といふ)の運用に必要とする事項であり、申込書に記載されている事項のうち、当該保証制度の承認に必要に応じて記載すること、償還に際しては、保証料率に設定する割合が低減される(※)こと、償還に際しては、保証料率に設定する割合が低減される(※)ことと同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。

【情報項目】
1. 申込書に記載されている事項のうち、決算書等から保証制度の承認に必要に応じて記載すること。
2. 申込書に記載されている事項のうち、当該申込書の「代表者に係る事項」欄の「個人保証人等」欄の保証料率を低減するに同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。

【情報項目】
1. 申込書に記載されている事項のうち、決算書等から保証制度の承認に必要に応じて記載すること。
2. 申込書に記載されている事項のうち、当該申込書の「代表者に係る事項」欄の「個人保証人等」欄の保証料率を低減するに同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。

【情報項目】
1. 申込書に記載されている事項のうち、決算書等から保証制度の承認に必要に応じて記載すること。
2. 申込書に記載されている事項のうち、当該申込書の「代表者に係る事項」欄の「個人保証人等」欄の保証料率を低減するに同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。

令和 年 月 日
金融機関本・支店名
代表者名

資料2

東京信用保証協会 御中

(令和6年1月18日制定)
令和 年 月 日

「事業者選定情報提供等保証提供制度」要件確認書

住所
(申込人) 氏名
代表者名

【事業者の選択】
当社は、当該保証制度の運用の要する事項を十分に把握し、保証料を上限とするに同意の上、保証人の保証を拒否しないことを承諾します。
なお、保証人の保証を拒否しないことにより、各保証制度(誓約書)に定める保証料率に比べ、下記(保証料率)に設定する割合が低減される(※)こと、償還に際しては、保証料率に設定する割合が低減される(※)ことと同意します。
また、事業者選定情報提供等保証提供制度を適用した信用保証料率の適用については、金融機関(保証制度の運用)の都合により変更されることを同意いたします。
中小企業信用保証制度(保証料率4.8%)の適用に認められる範囲で、保証料率が低減されることにより行うものとされます。

【誓約事項】
当社は、次に掲げる内容を誓約します。
1. 保証の要する事項を十分に把握し(以下「申込書」といふ)当該申込書において、表の(1)及び(2)を誓約します。
(1) 申込書に記載されている事項のうち、決算書等から保証制度の承認に必要に応じて記載すること。
(2) 申込書に記載されている事項のうち、当該申込書の「代表者に係る事項」欄の「個人保証人等」欄の保証料率を低減するに同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。
2. 上記1.の誓約に反した際には、既に申込金融機関にその旨を報告し、是れに同意した旨の届出書について、金融機関等と協議します。届出書の届出、保証人の保証を拒否することになった場合は、必要に応じて異議を申し立てます。
3. 保証料率(※)の低減が次の場合、当社が損賠相当責任を負います。上述となる保証料率に対して「事業者選定情報提供等保証提供制度」を利用する場合は、上述となる保証料率に対して「元金から申込書に記載されている割合から10% (※) 低減」されます。ただし、条件設定により当該低減保証料率に達する場合は、当該低減率を元の保証料率の2割以上とする場合があります。
※令和6年3月15日から令和7年3月31日までであり10%、令和7年1月1日から令和8年3月31日までであり10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであり10%となります。
(裏面に続く)

資料3

保証制度情報提供等誓約シート

本シートは、金融機関において「保証制度」が「保証料率」を低減する旨の計画シートです。
誓約の申込人が記入し、申込金融機関に提出し、保証料率を低減する旨の承認を受けるための計画シートです。
記入にあたっては、申込書に記載されている事項のうち、決算書等から保証制度の承認に必要に応じて記載すること、償還に際しては、保証料率に設定する割合が低減される(※)こと、償還に際しては、保証料率に設定する割合が低減される(※)ことと同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。

【事業者の選択】
当社は、当該保証制度の運用の要する事項を十分に把握し、保証料を上限とするに同意の上、保証人の保証を拒否しないことを承諾します。
なお、保証人の保証を拒否しないことにより、各保証制度(誓約書)に定める保証料率に比べ、下記(保証料率)に設定する割合が低減される(※)こと、償還に際しては、保証料率に設定する割合が低減される(※)ことと同意します。
また、事業者選定情報提供等保証提供制度を適用した信用保証料率の適用については、金融機関(保証制度の運用)の都合により変更されることを同意いたします。
中小企業信用保証制度(保証料率4.8%)の適用に認められる範囲で、保証料率が低減されることにより行うものとされます。

【誓約事項】
当社は、次に掲げる内容を誓約します。
1. 保証の要する事項を十分に把握し(以下「申込書」といふ)当該申込書において、表の(1)及び(2)を誓約します。
(1) 申込書に記載されている事項のうち、決算書等から保証制度の承認に必要に応じて記載すること。
(2) 申込書に記載されている事項のうち、当該申込書の「代表者に係る事項」欄の「個人保証人等」欄の保証料率を低減するに同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。
2. 上記1.の誓約に反した際には、既に申込金融機関にその旨を報告し、是れに同意した旨の届出書について、金融機関等と協議します。届出書の届出、保証人の保証を拒否することになった場合は、必要に応じて異議を申し立てます。
3. 保証料率(※)の低減が次の場合、当社が損賠相当責任を負います。上述となる保証料率に対して「事業者選定情報提供等保証提供制度」を利用する場合は、上述となる保証料率に対して「元金から申込書に記載されている割合から10% (※) 低減」されます。ただし、条件設定により当該低減保証料率に達する場合は、当該低減率を元の保証料率の2割以上とする場合があります。
※令和6年3月15日から令和7年3月31日までであり10%、令和7年1月1日から令和8年3月31日までであり10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであり10%となります。
(裏面に続く)

資料4

東京信用保証協会 御中

(令和6年1月18日制定)
令和 年 月 日

「事業者選定情報提供等保証提供制度」要件確認書

住所
(申込人) 氏名
代表者名

【事業者の選択】
当社は、当該保証制度の運用の要する事項を十分に把握し、保証料を上限とするに同意の上、保証人の保証を拒否しないことを承諾します。
なお、保証人の保証を拒否しないことにより、各保証制度(誓約書)に定める保証料率に比べ、下記(保証料率)に設定する割合が低減される(※)こと、償還に際しては、保証料率に設定する割合が低減される(※)ことと同意します。
また、事業者選定情報提供等保証提供制度を適用した信用保証料率の適用については、金融機関(保証制度の運用)の都合により変更されることを同意いたします。
中小企業信用保証制度(保証料率4.8%)の適用に認められる範囲で、保証料率が低減されることにより行うものとされます。

【誓約事項】
当社は、次に掲げる内容を誓約します。
1. 保証の要する事項を十分に把握し(以下「申込書」といふ)当該申込書において、表の(1)及び(2)を誓約します。
(1) 申込書に記載されている事項のうち、決算書等から保証制度の承認に必要に応じて記載すること。
(2) 申込書に記載されている事項のうち、当該申込書の「代表者に係る事項」欄の「個人保証人等」欄の保証料率を低減するに同意する旨の記載事項を、保証料率に設定する旨の記載事項とすることを承諾する。
2. 上記1.の誓約に反した際には、既に申込金融機関にその旨を報告し、是れに同意した旨の届出書について、金融機関等と協議します。届出書の届出、保証人の保証を拒否することになった場合は、必要に応じて異議を申し立てます。
3. 保証料率(※)の低減が次の場合、当社が損賠相当責任を負います。上述となる保証料率に対して「事業者選定情報提供等保証提供制度」を利用する場合は、上述となる保証料率に対して「元金から申込書に記載されている割合から10% (※) 低減」されます。ただし、条件設定により当該低減保証料率に達する場合は、当該低減率を元の保証料率の2割以上とする場合があります。
※令和6年3月15日から令和7年3月31日までであり10%、令和7年1月1日から令和8年3月31日までであり10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであり10%となります。
(裏面に続く)

「東京企業力強化連携会議」(元気・東京ネットワーク) 第19回全体会議の開催について

令和6年1月26日(金)、全国信用組合会館にて、当協会が事務局を務める「東京企業力強化連携会議(元気・東京ネットワーク)」の第19回全体会議が、計64機関、106名の参加を得て開催されました。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、約4年振りに対面形式での開催となりました。

会議の前半では、経済産業省関東経済産業局産業部中小企業金融課長 笹野賢一様から「中小企業・小規模事業者支援について」、財務省関東財務局東京財務事務所理財統括課長 杉山茂様から「最近の金融行政について」と題して、ご講演をいただきました。後半では、会員機関から具体的事例の発表をいただきました。





〈業務概況〉

当月中

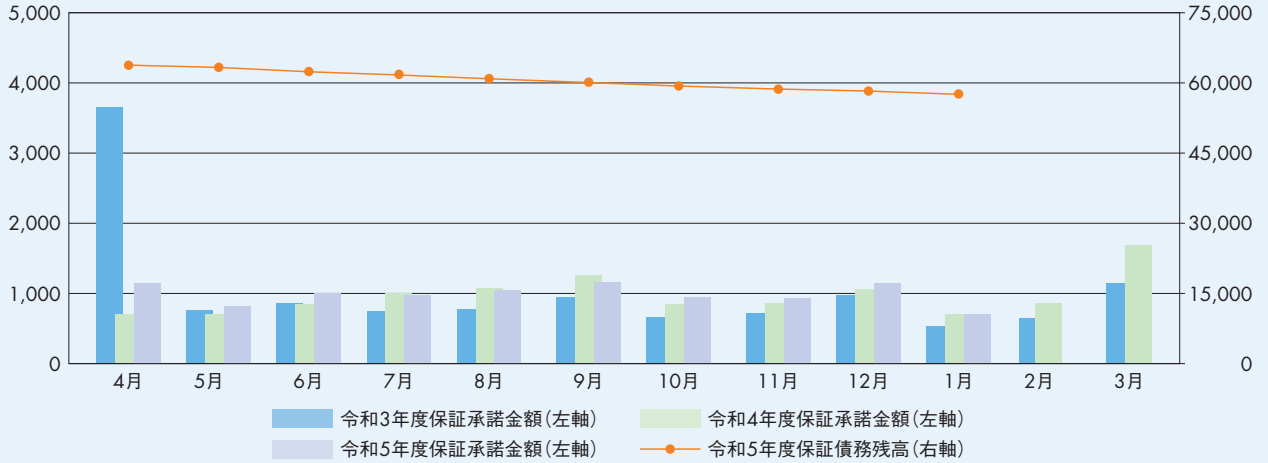
当年度累計

(金額単位:百万円)

	当月中		前年同月比(%)		当年度累計		前年同期比(%)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証申込	5,399	91,827	92.7	92.8	72,739	1,187,623	96.6	96.4
保証承諾	4,395	69,902	93.7	100.0	65,216	984,049	101.6	108.8
保証債務残高	470,289	5,741,674	96.4	88.7	—	—	—	—
代位弁済	500	6,304	142.5	157.3	4,994	58,791	156.7	150.6
回収	—	540	—	67.0	—	7,891	—	97.8

〈月別保証承諾金額・債務残高〉

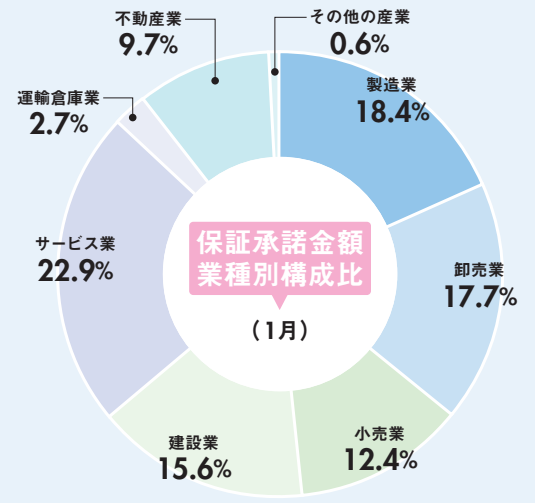
(単位:億円)



〈業種別保証承諾状況〉

(金額単位:百万円)

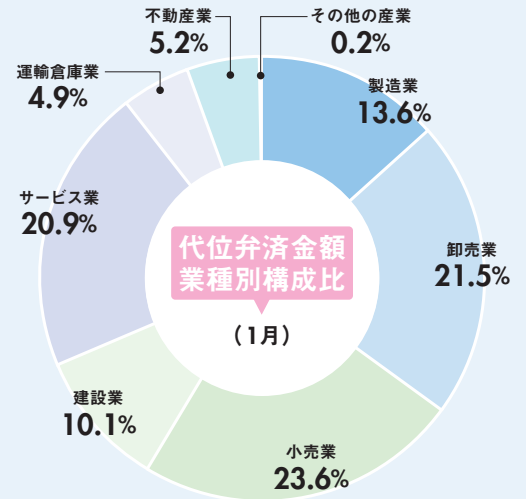
	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	691	12,845	94.5	102.8	10,027	173,246	103.6	114.2
卸売業	654	12,377	91.5	92.6	9,787	183,160	98.0	100.4
小売業	661	8,664	87.1	99.4	10,453	122,822	101.9	111.1
建設業	773	10,932	98.0	96.6	11,660	161,181	98.2	104.4
サービス業	1,086	15,981	93.4	108.9	16,065	219,626	107.3	119.0
運輸倉庫業	106	1,898	108.2	133.6	1,500	25,310	94.2	98.7
不動産業	412	6,762	97.4	86.9	5,507	95,498	97.2	101.9
その他の産業	12	443	85.7	347.0	217	3,206	134.0	188.6
合計	4,395	69,902	93.7	100.0	65,216	984,049	101.6	108.8



〈業種別代位弁済状況〉

(金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	66	860	122.2	129.6	678	7,969	140.1	134.4
卸売業	108	1,355	145.9	116.1	879	12,240	124.9	110.9
小売業	105	1,488	136.4	210.5	1,062	11,177	171.3	176.6
建設業	72	634	114.3	85.2	869	10,820	170.4	168.5
サービス業	116	1,317	170.6	219.1	1,192	12,434	167.9	164.2
運輸倉庫業	17	309	283.3	615.1	134	1,612	194.2	236.2
不動産業	15	329	214.3	456.5	177	2,511	203.4	235.1
その他の産業	1	11	50.0	523.1	3	28	150.0	1,279.8
合計	500	6,304	142.5	157.3	4,994	58,791	156.7	150.6



※表中の金額は単位未満を四捨五入しているため、合計金額等と必ずしも一致しません。
ハイフン(—)は、前年度実績が0を示します。

※表中の%は単位未満を四捨五入しているため、必ずしも合計は100%になりません。

〈金融機関業態別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
都市銀行	422	11,951	85.8	91.0	5,695	153,560	96.9	104.4
地方銀行	295	8,234	91.0	95.6	3,725	96,110	97.3	98.3
第二地方銀行	86	1,957	87.8	70.8	1,202	31,532	101.7	108.8
信用金庫	3,348	44,485	96.3	105.2	50,795	654,112	102.8	110.9
信用組合	232	3,058	78.4	101.7	3,675	46,389	97.4	119.0
その他	12	218	240.0	226.8	124	2,346	106.0	115.2
合計	4,395	69,902	93.7	100.0	65,216	984,049	101.6	108.8

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	93	1,411	116.3	96.3	964	14,129	135.0	126.5
	33	490	122.2	112.5	379	6,518	153.4	159.4
	40	792	444.4	815.7	218	3,863	203.7	238.0
	298	3,286	136.7	173.5	3,091	31,296	164.5	156.8
	34	299	212.5	283.3	314	2,665	146.0	142.0
	2	26	200.0	264.2	28	321	116.7	99.0
合計	500	6,304	142.5	157.3	4,994	58,791	156.7	150.6

〈地区別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
千代田区	277	6,968	121.5	129.1	3,535	79,698	118.4	115.4
中央区	272	5,938	112.4	133.8	3,514	73,037	107.3	114.0
港区	315	7,406	104.3	118.9	4,400	94,590	107.9	118.3
新宿区	139	2,179	62.3	68.9	2,271	39,605	82.2	92.7
文京区	58	1,085	109.4	149.2	1,131	19,134	116.6	132.8
台東区	131	1,714	77.1	68.8	2,792	41,706	103.7	113.5
墨田区	65	1,064	67.0	112.4	1,493	19,864	87.3	124.5
江東区	75	1,004	72.1	71.8	1,277	18,630	83.8	94.4
品川区	192	3,112	104.3	111.0	2,227	31,672	94.6	101.2
目黒区	123	1,686	116.0	72.9	1,406	20,743	110.8	100.9
大田区	239	3,728	104.4	107.6	2,990	42,287	110.6	108.5
世田谷区	217	3,251	86.1	109.7	2,897	41,944	92.3	119.0
渋谷区	280	5,624	90.0	78.5	3,604	75,008	107.5	105.9
中野区	41	494	68.3	57.9	766	9,895	97.8	96.5
杉並区	59	961	76.6	89.2	967	13,574	94.2	102.4
豊島区	105	1,727	94.6	88.8	1,518	24,548	111.7	115.0
北区	56	706	82.4	135.4	1,006	11,657	123.6	131.7
荒川区	89	1,123	88.1	77.9	1,402	16,659	103.6	108.0
板橋区	165	1,876	105.1	122.6	2,297	25,229	102.0	102.7
練馬区	124	1,332	83.2	107.7	2,069	21,431	98.0	92.7
足立区	273	3,564	94.8	105.5	4,018	47,763	92.2	103.6
葛飾区	101	1,380	43.7	48.1	2,218	28,373	84.1	88.1
江戸川区	130	1,504	80.7	87.9	2,219	26,892	80.4	103.9
市町村・島嶼	869	10,476	110.3	106.6	13,199	160,111	110.8	111.0
合計	4,395	69,902	93.7	100.0	65,216	984,049	101.6	108.8

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	21	266	77.8	68.0	232	4,289	120.2	142.8
	45	633	264.7	238.1	365	5,050	187.2	170.2
	34	479	109.7	147.7	389	4,938	160.7	125.7
	39	901	260.0	322.2	302	5,284	156.5	196.5
	5	63	71.4	215.6	112	1,310	193.1	250.7
	59	1,069	226.9	325.7	234	3,279	134.5	157.4
	14	73	127.3	71.2	113	920	109.7	94.1
	16	181	228.6	163.3	146	1,341	146.0	130.5
	6	68	-	-	133	1,423	187.3	164.8
	4	52	28.6	34.7	57	474	93.4	92.2
	6	212	46.2	134.3	204	2,311	133.3	126.3
	21	167	100.0	60.7	216	2,322	168.8	179.2
	11	186	52.4	70.3	311	5,180	113.9	130.4
	7	93	175.0	395.1	68	584	144.7	104.7
	11	50	183.3	44.8	85	1,059	97.7	98.6
	19	242	82.6	133.9	166	1,977	172.9	142.6
	8	23	88.9	60.5	60	545	142.9	167.1
	8	35	114.3	53.2	118	940	203.4	117.8
	11	132	183.3	142.6	129	1,299	153.6	110.7
	5	47	55.6	52.2	158	1,319	190.4	152.7
	25	102	113.6	70.9	236	1,893	159.5	133.3
	6	85	100.0	234.8	151	1,212	123.8	118.5
	27	261	540.0	571.8	224	2,459	213.3	226.9
	92	888	209.1	176.2	785	7,383	212.2	202.0
合計	500	6,304	142.5	157.3	4,994	58,791	156.7	150.6

保証申込・ご相談窓口のご案内

お客様の利便性を考慮し、担当地域制をとっています。法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。また都内に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

八重洲支店

担当地域：
千代田区・中央区・港区・島しょ

〒104-0061
中央区銀座6-17-1
銀座6丁目-SQUARE
東京信用保証協会
本店12階

TEL 03 (6264) 1830
FAX 03 (3545) 3100

新宿支店

担当地域：
新宿区・中野区・杉並区

〒160-0023
新宿区西新宿6-3-1
新宿アイランド・ウィング
ビル3階

TEL 03 (3344) 2251
FAX 03 (3344) 2390

上野支店

担当地域：
台東区・文京区・北区

〒111-0041
台東区元浅草2-6-7
マタイビル5階

TEL 03 (3847) 3171
FAX 03 (3847) 3191

池袋支店

担当地域：
豊島区・板橋区・練馬区

〒170-0013
豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル8階

TEL 03 (3987) 5445
FAX 03 (3987) 7523

千住支店

担当地域：
足立区・荒川区・葛飾区

〒120-0036
足立区千住仲町40-10
住友生命北千住ビル2階

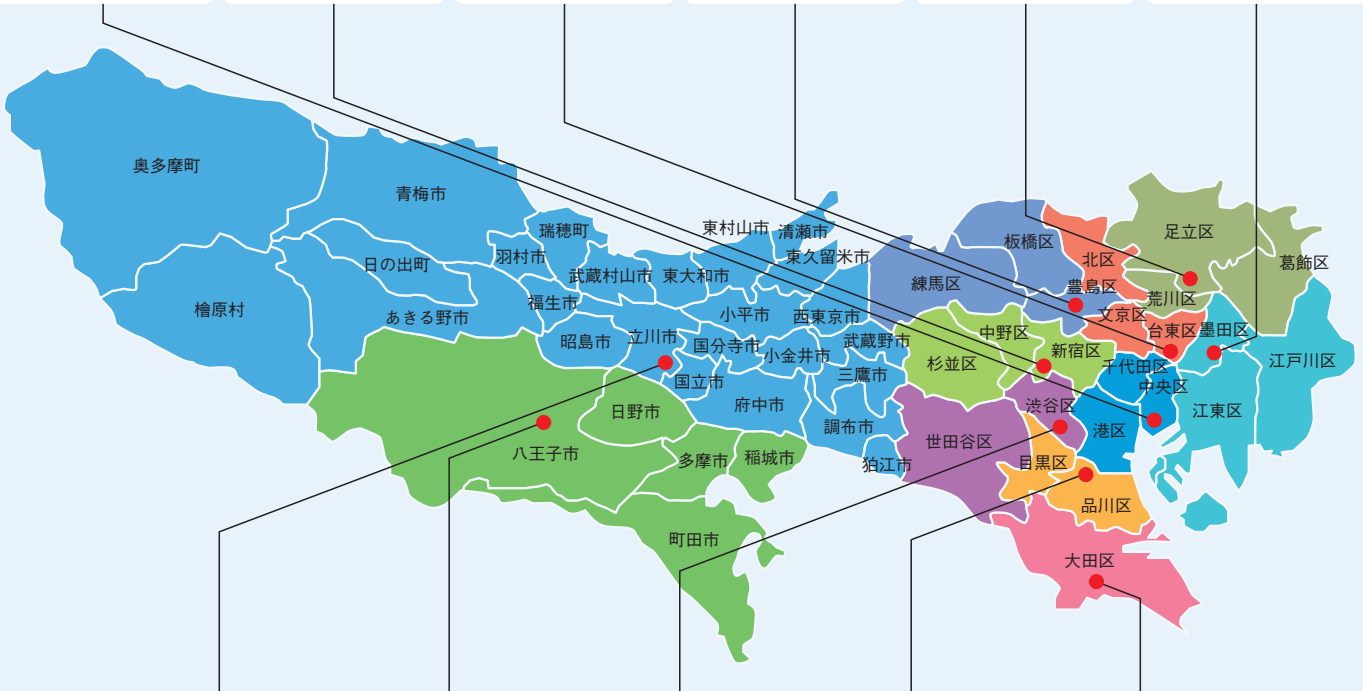
TEL 03 (3888) 7231
FAX 03 (3888) 7293

錦糸町支店

担当地域：
墨田区・江東区・江戸川区

〒130-0013
墨田区錦糸1-2-1
アルカセントラルビル4階

TEL 03 (5608) 2011
FAX 03 (5608) 2320



立川支店

担当地域：
八王子支店担当地域
以外の多摩地区

〒190-0012
立川市曙町2-37-7
コアシティ立川ビル5階

TEL 042 (525) 6621
FAX 042 (525) 8712

八王子支店

担当地域：
八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市

〒192-0046
八王子市明神町3-20-6
八王子ファーストスクエア
ビル3階

TEL 042 (646) 2511
FAX 042 (646) 1970

渋谷支店

担当地域：
渋谷区・世田谷区

〒150-0002
渋谷区渋谷3-28-13
渋谷新南口ビル5階

TEL 03 (5468) 0135
FAX 03 (5468) 1037

五反田支店

担当地域：
品川区・目黒区

〒141-0022
品川区東五反田2-10-2
東五反田スクエアビル4階

TEL 03 (5447) 8250
FAX 03 (3443) 1130

大田支店

担当地域：
大田区

〒144-0035
大田区南蒲田1-20-20
東京都城南地域
中小企業振興センター3階

TEL 03 (5710) 3610
FAX 03 (5710) 3091

※お電話の際はおかけ間違いのないようご注意ください。

事業承継について

・事業承継について相談したい
事業承継サポートデスク
(本店12階)
TEL 03 (6264) 1847

海外展開について

・海外展開について相談したい
海外展開サポートデスク
(本店12階)
TEL 03 (6264) 1864

信用保証委託契約書の送付

・融資実行時に徴求した信用保証委託契約書について
保証事務課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1094

信用保証料について

・信用保証料の計算方法、送金
手続、返戻等について知りたい
経理課 (本店13階)
TEL 03 (6264) 1637

条件変更手続について

期間延長・返済方法の変更
(他の条件変更や事故報告を伴うものを除く)

創業保証の申込・ご相談

・創業に関する保証申込や相談
をしたい
各支店保証課
創業支援の窓口として各支店
内に「創業アシストプラザ」を設
置しています。

貸付実行・償還・完済報告について

・貸付実行・報告手続について
知りたい
・償還・完済報告について知り
たい
代位弁済課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1276

延滞、その他事故が発生したとき

・事故報告の手続について知り
たい
管理統括課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1259

代位弁済について

・債権保全に関することなど、
事前協議をしたい
・代位弁済請求の手続について
知りたい
・債権書類の引渡し等について
知りたい
代位弁済課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1276

各支店保証課等

※名称・住所変更など各種報告についてもこちらへお願い
します。

連帯保証人の追加・解除、保証条件担保の変更など
上記以外の条件変更

管理統括課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1259

東京信用保証協会

検索

<https://www.cgk-tokyo.or.jp/>

「ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口」の設置について

当協会では、以下の特別相談窓口を設置し、ダイハツ工業の生産停止の影響により、経営に支障が生じる可能性がある中小企業・小規模企業者の皆さまからの資金繰り等に関するご相談のお問い合わせをお受けしています。

〈相談窓口について〉

1. 設置日: 令和6年1月19日(金)
2. 開設場所: 各支店保証課
3. 窓口名: ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

[当協会 で現在設置している (特別) 相談窓口は以下の通りです。]

東日本大震災	資金繰り*
新型コロナウイルス*	ウクライナ情勢・原油価格上昇等
日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策	ALPS 処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策
ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策	

※「資金繰り」は相談窓口、「新型コロナウイルス」は経営相談窓口、それ以外は特別相談窓口となります。
「資金繰り」は、中小企業者に対して金融機関を紹介する取組として、平成30年4月に設置された相談窓口です。



「LINE公式アカウント」を開設しました!!

令和6年2月1日に当協会の「LINE公式アカウント」の運用を開始しました。保証制度のご案内や、各種イベント・セミナーの開催情報、その他経営に役立つ情報をタイムリーに配信していきます。ぜひ、「友だち追加」をお願いします。

LINEの便利機能のご紹介!



トーク画面の下部に、**便利なメニューボタンを**設置しています!

ホームページの「事業所一覧」等、ご利用の多いページにすぐにアクセスすることが出来ます。ぜひ、ご活用ください!!

友だち追加方法

① QRコードから

右記のQRコードを読み取って友だち追加してください。



② ID 検索から

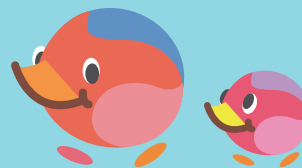
「友だち追加」画面上部にある「ID 検索」から「tokyo-cgc」を検索し、追加してください。

③ 公式アカウント検索から

「ホーム」画面上部にある検索窓に、「東京信用保証協会」と入力して検索し、追加してください。



保証マンスリーの
バックナンバーはこちらから▶



金融機関の皆さまの声をお寄せください

当協会は昭和55年より金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として「保証マンスリー」を発刊しています。本誌に関する金融機関の皆さまからのご意見・ご要望等を承っております。お気軽に企画部広報課(03-6264-1695)までお寄せください。